3
(一)　興行入場券の適正な流通の確保に関する措置
興行主等による特定興行入場券の不正転売の防止等に関する措置等
(1)　興行主等は、特定興行入場券の不正転売を防止するため、興行を行う場所に入場しようとする者が入場資格者と同一の者であることを確認するための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとした。（第五条第一項関係）
(2)　(1)に定めるもののほか、興行主等は、興行入場券の適正な流通が確保されるよう、興行主等以外の者が興行主の同意を得て興行入場券を譲渡することができる機会の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとした。（第五条第二項関係）
(3)　国及び地方公共団体は、興行主等に対し、特定興行入場券の不正転売の防止その他の興行入場券の適正な流通の確保のために必要な措置に関し必要な助言及び協力を行うよう努めるものとした。（第五条第三項関係）
(二)　相談体制の充実等
国及び地方公共団体は、特定興行入場券の不正転売に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとし、興行主等は、正確かつ適切な情報を提供するとともに、興行入場券の購入者その他の者からの相談に適切に応ずるよう努めなければならないこととした。（第六条関係）
4　罰則
罰則について、所要の規定を設けることとした。（第九条関係）
5　施行期日
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとした。

◇成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（法律第一〇四号）（厚生労働省）

1　総則
(一)　目的
この法律は、次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦（以下「成育過程にある者等」という。）に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的とすることとした。（第一条関係）
(二)　定義
(1)　この法律において「成育過程」とは、出生に始まり、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの一連の成長の過程をいうこととした。（第二条第一項関係）
(2)　この法律において「成育医療等」とは、妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉えて適切に対応する医療及び保健並びにこれらに密接に関連する教育、福祉等に係るサービス等をいうこととした。（第二条第二項関係）
(三)　基本理念
(1)　成育医療等の提供に関する施策は、成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利を尊重して推進されなければならないこととした。（第三条第一項関係）
(2)　成育医療等の提供に関する施策は、我が国における急速な少子化の進展、成育医療等を取り巻く環境の変化等に即応するとともに、多様化し、かつ、高度化する成育過程にある者等の需要に適確に対応した成育医療等が切れ目なく提供されるよう、当該施策相互間の連携及びこれと関連する施策との連携を図りつつ、総合的に推進されなければならないこととした。（第三条第二項関係）
(3)　成育医療等の提供に関する施策は、成育医療等の特性に配慮しつつ、成育過程にある者等がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供を受けることができるように推進されなければならないこととした。（第三条第三項関係）
(4)　成育医療等の提供に関する施策は、成育過程にある者等を取り巻く環境が大きく変容している現状に鑑み、成育過程にある者等に対し成育医療等及びこれに関する情報が適切に提供され、社会的経済的状況にかかわらず安心して次代の社会を担う子どもを生み、育てることができる環境が整備されるように推進されなければならないこととした。（第三条第四項関係）
(四)　国の責務
国は、(三)の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成育医療等の提供に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとした。（第四条関係）
(五)　地方公共団体の責務
地方公共団体は、基本理念にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。（第五条関係）
(六)　保護者の責務等
(1)　父母その他の保護者は、その保護する子どもがその成育過程の各段階において必要な成育医療等の提供を受けられるように配慮するよう努めなければならないこととした。（第六条第一項関係）
(2)　国及び地方公共団体は、保護者に対し、(1)の責務が果たされるように必要な支援を行うものとすることとした。（第六条第二項関係）
(七)　医療関係者等の責務
(1)　医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずる成育医療等の提供に関する施策に協力し、成育過程にある者の心身の健やかな成育並びに妊産婦の健康の保持及び増進に寄与するよう努めるとともに、成育医療等を必要とする者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な成育医療等を提供するよう努めなければならないこととした。（第七条第一項関係）
(2)　成育医療等又はこれに関連する職務に従事する者（(1)の医療関係者を除く。）並びにこれらに関する関係機関及び関係団体は、国及び地方公共団体が講ずる成育医療等の提供に関する施策に協力し、成育過程にある者の心身の健やかな成育並びに妊産婦の健康の保持及び増進に寄与するよう努めなければならないこととした。（第七条第二項関係）
(八)　関係者相互の連携及び協力
国、地方公共団体及び医療関係者等は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないこととした。（第八条関係）
(九)　法制上の措置等
政府は、成育医療等の提供に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこととした。（第九条関係）
(〇)　成育過程にある者等の状況及び成育医療等の提供に関する施策の実施の状況の公表
政府は、毎年一回、成育過程にある者等の状況及び成育医療等の提供に関する施策の実施の状況を公表しなければならないこととした。（第一〇条関係）

2　成育医療等基本方針
(一)　政府は、基本理念にのっとり、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（以下「成育医療等基本方針」という。）を定めなければならないこととした。（第一一条第一項関係）
(二)　成育医療等基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとすることとした。（第一一条第二項関係）
(1)　成育医療等の提供に関する施策の推進に関する基本的方向
(2)　成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項
(3)　(1)及び(2)に掲げるもののほか、成育医療等の提供に関する施策の推進に関する重要事項
(三)　厚生労働大臣は、成育医療等基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととした。（第一一条第三項関係）